

第107回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時

開催場所 山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店（宇部工場）

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

行使期限 郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2021年6月28日（月）午後5時30分まで

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会へのご出席を控えていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことを強くお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

セントラル硝子株式会社
証券コード 4044

目次

■ 第107回 定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
【添付書類】	
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	41
■ 監査報告書	44
■ 株式に関するご案内	49
■ 株主メモ	

(証券コード 4044)

2021年6月7日

株 主 各 位

山口県宇部市大字沖宇部5253番地

セントラル硝子株式会社

代表取締役 清水 正
社長執行役員

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様の安全確保の観点から、**本総会へのご出席を控えていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことを強くお願い申しあげます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 山口県宇部市大字沖宇部5253番地 **当社本店**（宇部工場）

3. 目的事項

(報告事項)

1. 第107期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 第107期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(決議事項)

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

配当金のお支払について

当社は2021年5月24日開催の当社取締役会において、第107期事業年度の期末配当金を同年6月8日を支払開始日として、1株につき37円50銭と決議させていただきました。これにより当期の年間配当金は、中間配当金37円50銭を含めまして、1株につき75円となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX 個																																			
御中	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																				
××××年 ×月××日																																					
〇〇〇〇〇〇																																					
	スマートフォン用議決権行使ウェブサइट	ログインQRコード																																			
〇〇〇〇〇〇	見本																																				

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

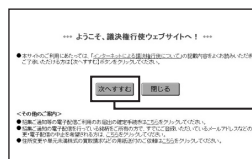
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

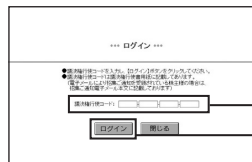
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

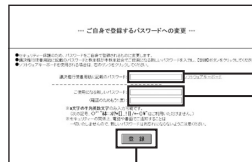
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	しみず ただし 清 水 正	代表取締役 社長執行役員 再任
2	まえだ かずひこ 前 田 一彦	取締役常務執行役員 〔化成品営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成品事業企画部 担当〕 再任
3	くめ たかし 久 米 孝 司	取締役常務執行役員 〔化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境安全推進委員会 担当〕 再任
4	みやうち とおる 宮 内 徹	取締役常務執行役員 〔経営管理室、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会 担当〕 再任
5	いりさわ みのる 入 澤 稔	取締役常務執行役員 〔自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当〕 再任
6	まきはた よしただ 巻 幡 良 忠	常務執行役員 〔人事部（人事部長）、監査部、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当〕 新任
7	にしで てつお 西 出 徹 雄	社外取締役 再任 社外 独立
8	こいぬま きみ 鯉 沼 希 未	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員 再任 社外 独立
9	かわた まさや 河 田 正 也	〔重要な兼職の状況〕 日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長 新任 社外 独立

再任：再任取締役候補者

新任：新任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：証券取引所届出独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	し 清 みず 水 ただし 正 (1955年4月1日)	<p>1978年4月 当社入社 2005年10月 当社国際部長 2010年10月 当社人事部長 2011年6月 当社執行役員 人事部長 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 人事部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社代表取締役 専務執行役員 国際部長 2016年6月 当社代表取締役 専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 2017年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	20,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
2	まえ だ かず ひこ 前 田 一 彦 (1959年11月25日)	<p>1984年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社化成品事業企画室長 2009年10月 当社化成品事業企画部長 2012年10月 当社エネルギー材料営業部長 2014年 6 月 当社執行役員 エネルギー材料営業部長 2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 【化成品営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成品事業企画部 担当】</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成品事業、殊にファインケミカル部門の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2015年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	4,700株
3	く め たか し 久 米 孝 司 (1959年12月22日)	<p>1988年 4 月 当社入社 2009年10月 当社化学研究所長 2012年10月 当社化成品事業企画部長 2015年 6 月 当社執行役員 化成品事業企画部長 2016年 2 月 当社執行役員 セントラルガラスジャーマニーGmbH 代表取締役 2017年 6 月 当社執行役員 化成品事業企画部長 2018年 6 月 当社執行役員 宇部工場長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 【化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境安全推進委員会 担当】</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成品事業の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2019年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
4	宮 内 徹 (1959年6月14日)	<p>1983年4月 当社入社 2012年4月 当社経理部長 2017年6月 当社執行役員 経営管理室長 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 経営管理室長 2021年4月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>[経営管理室、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会 担当]</p> <p>【取締役候補者とした理由】 管理部門を主とした豊富な経験に加え、経営管理全般において幅広い見識を有するとともに、2019年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	2,100株
5	入 澤 稔 (1960年6月20日)	<p>1983年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2012年6月 当社入社 2013年6月 当社硝子繊維部長 2015年6月 当社執行役員 硝子繊維部長 2016年6月 当社執行役員 国際部長 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>[自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当]</p> <p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたる金融機関における豊富な経験に加え、ガラス事業及び管理部門を主とした幅広い見識を有するとともに、2020年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	2,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6 新任	まき はな よし ただ 巻 幡 良 忠 (1959年12月11日)	<p>1983年 4月 当社入社 2010年 4月 当社硝子企画部長 2013年 1月 当社経営管理室 2014年 6月 当社硝子企画部長 2016年10月 日本特殊硝子(株)代表取締役社長 2018年 6月 当社購買部長 2019年 4月 当社執行役員 購買部長 2019年 6月 当社執行役員 人事部長 2020年 6月 当社常務執行役員 人事部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 ガラス事業の営業部門・企画部門を主とした豊富な経験に加え、間接部門を含めた幅広い見識を有し、2020年より常務執行役員を務めており経営者としての経験も有しておられます。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、新たに取締役候補者としていたしました。</p>	3,500株
7	にし で てつ お 西 出 徹 雄 (1950年2月22日)	<p>1975年 4月 通商産業省入省 1999年 4月 奈良先端科学技術大学院大学教授(併任) 2002年 7月 経済産業省中国経済産業局長 2004年 6月 塩ビ工業・環境協会専務理事 2007年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授 2007年 7月 (社)日本化学工業協会専務理事 2011年 4月 (一社)日本化学工業協会専務理事 2016年 6月 (一財)化学研究評価機構理事 2017年 6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、識見を有しており、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	<p>こい ぬま き み 朱 鯉 沼 希 朱 (1965年4月19日) (戸籍上の氏名： 長谷川 希朱)</p>	<p>1991年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1991年4月 榊田江尻法律事務所(現あさひ法律事務所)入所(現任) 2007年7月 同事務所パートナー(現任) 2016年1月 森トラスト・ホテルリート投資法人監督役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、識見を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9 新任	河田 正也 (1952年4月20日)	<p>1975年4月 日清紡績(株) (現日清紡ホールディングス(株)) 入社 2006年6月 同社 執行役員 人事本部長 2007年4月 同社 経理本部副本部長 (兼務) 2007年6月 同社 取締役執行役員 2008年4月 同社 事業支援センター副センター長 2009年4月 日清紡プレーキ(株)代表取締役社長 (兼務) 2010年6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役常務執行役員 2011年6月 同社 経営戦略センター副センター長 (兼務) 新規事業開発本部長 日清紡ケミカル(株)代表取締役社長 (兼務) 2012年6月 同社 取締役専務執行役員 日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長 (兼務) 2013年6月 同社 代表取締役社長 2019年3月 同社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、識見を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、新たに社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は西出徹雄、鯉沼希朱の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。河田正也氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の独立性及び選任理由
当社の社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外取締役候補者となりました。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない方としております。

- ①当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家

- ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
- ⑤当社又はその子会社の業務執行者
- ⑥当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）

- (1)西出徹雄氏及び鯉沼希朱氏は、現在及び過去において、両氏及びその近親者の方で、上記①～⑥の独立性の基準に抵触する方ではありません。
又、両氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。
 - (2)河田正也氏は、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記①～⑥の独立性の基準に抵触する方ではありません。
又、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。
なお、同氏は日清紡ホールディングス(株)の出身であり、当社は同社の株式を政策保有株式として保有しておりますが、2021年3月末までにすべて売却いたしました。
4. 社外取締役就任からの年数
本株主総会終結の時をもって、西出徹雄氏は4年、鯉沼希朱氏は3年となります。
5. 責任限定契約の内容の概要
- (1)西出徹雄氏及び鯉沼希朱氏は、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - (2)河田正也氏は、当社の社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。上記の候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役のうち西村泰信、菊池謙の2氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位及び重要な兼職の状況
1	とみ おか たか お夫 富 岡 孝 夫	硝子品質保証室長 新任
2	にし むら とし ひで 西 村 俊 英	〔重要な兼職の状況〕 太平洋セメント(株)常勤監査役 日本コンクリート工業(株)監査役 新任 社外 独立

新任 : 新任監査役候補者

社外 : 社外監査役候補者

独立 : 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	とみ おか たか お夫 富 岡 孝 夫 (1961年7月25日)	1990年6月 当社入社 2014年4月 当社知的財産部長 2018年6月 当社硝子品質保証室長(現任) 【監査役候補者とした理由】 ガラス事業の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有しております。これらの経験と識見を活かし、取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、監査役候補者といたしました。	0株
2 新任	にし 村ら とし 英 西 村 俊 英 (1955年1月13日)	1979年4月 小野田セメント(株)(現太平洋セメント(株))入社 2006年4月 太平洋セメント(株)建材カンパニー管理部長 2009年5月 同社 経理部長 2012年4月 同社執行役員 関連事業部長 2015年4月 同社常務執行役員 2015年6月 同社取締役常務執行役員 2016年6月 日本コンクリート工業(株) 監査役(現任) 2017年4月 太平洋セメント(株)取締役 2017年6月 同社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 太平洋セメント(株)常勤監査役 日本コンクリート工業(株)監査役 ※なお、西村俊英氏は太平洋セメント(株)常勤監査役を同社の2021年6月29日開催の株主総会後に退任予定であります。 【社外監査役候補者とした理由】 事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務・経営に携わってこられた豊富な経験と識見を有しておられます。これらの経験と識見を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また当社は、西村俊英氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 西村俊英氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役の独立性及び選任理由
当社の社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。
西村俊英氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外監査役候補者といたしました。

社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない方としております。

- ①当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
- ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
- ⑤当社又はその子会社の業務執行者
- ⑥当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）

西村俊英氏は、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記①～⑥の独立性の基準に抵触する方はございません。

又、同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、2020年度において当社は同社との間取引関係がありますが、その取引金額は当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

4. 責任限定契約の内容の概要

富岡孝夫氏及び西村俊英氏の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。上記の各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)
事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

■ 企業集団の現況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により上半期に大きく減退し、その後、段階的な経済活動の再開や、政府の各種政策により持ち直しの動きが見られましたが、足元では再度感染者数が増加に転じるなど、予断を許さない状況が継続しております。

世界経済は、ワクチンの普及や経済対策などにより景気が回復基調の国が見られるものの、一方では大規模な感染拡大が再発している国があるなど、地域によって大きく差が見られる状況で、また広範囲且つ長期化をしている米中対立の影響などもあり、先行きは非常に不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしましたが、全世界的な景気悪化の影響を受け、当期の売上高は190,673百万円と前期比14.3%の減少となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりましたが、経常利益は前期比3,816百万円減少の4,749百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5,187百万円減少の1,230百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

〈ガラス事業〉

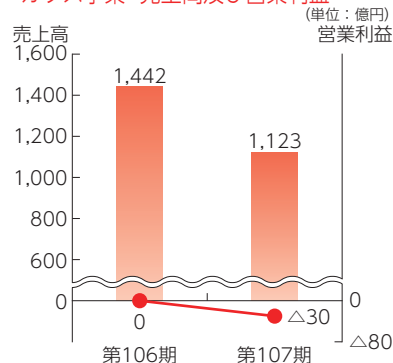
建築用ガラスにつきましては、国内建築需要の減少に加えて、不採算取引を見直したことによる影響、及び米国建築用加工ガラス事業からの撤退により、売上高は前期を下回りました。

自動車用ガラスにつきましては、国内外共に新型コロナウイルス感染症の影響による上半期の大幅な販売減により、国内、海外共に売上高は前期を下回りました。

ガラス繊維につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による上半期の自動車分野の販売減が影響し、売上高は前期を下回りました。

以上、ガラス事業の売上高は112,398百万円（前期比22.1%減）となり、損益につきましては3,020百万円の営業損失（前期比3,044百万円の悪化）となりました。

ガラス事業 売上高及び営業利益



〈化成品事業〉

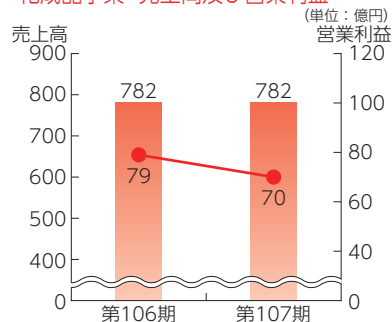
化学品につきましては、主力のハイドロフルオロレフィン製品が、次世代溶剤の販売は順調に推移したものの、断熱用発泡剤が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、出荷量が減少したことから、売上高は前期を下回りました。

ファインケミカルにつきましては、医療関連製品の販売は世界的に不急の手術が先送り傾向にあることから低調に推移したものの、堅調な半導体需要により半導体用途の特殊ガス関連製品の出荷が増加し、農薬関連製品、リチウムイオン電池用電解液製品の販売も好調に推移したため、売上高は前期を上回りました。

肥料につきましては、一部製品の需要が減少したことにより、売上高は前期を下回りました。

以上、化成品事業の売上高は78,274百万円（前期比0.1%増）となり、損益につきましては7,084百万円の営業利益（前期比867百万円の減少）となりました。

化成品事業 売上高及び営業利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電解液製造設備、加工ガラス製品製造設備などを中心に設備投資を行い、合計で76億円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度継続中の主要な設備

電解液製造設備

新設 (セントラルガラスチェコス.r.o.)

加工ガラス製品製造設備

拡充 (松阪工場)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。

④ 重要な企業再編等の状況

該当ありません。

⑤ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念される中、為替や重油の変動、米国と中国の政治並びに景気動向、世界的な地政学的リスクの高まりなど懸念材料が依然として残っており、当社グループを取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を進めるとともに、ガラス事業における構造改革の推進・実施、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に努めてまいります。

なお当社は、AGC株式会社との間で、国内建築用ガラス事業（以下、対象事業）に関する事業統合（以下、事業統合）を目指し、基本合意書を締結の上で協議を進めてまいりました。しかしながら、事業統合にあたっての条件について両社の間で見解が異なり、合意が困難との認識に至ったことから、本協議を中止することといたしました。

対象事業を取り巻く環境は、将来的な人口減少に伴う建築需要の低下が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響による市場縮小等もあり厳しい状況にあります。AGC株式会社との統合協議は中止となりましたが、当社は以下の通り対象事業の構造改善に取り組んでまいります。

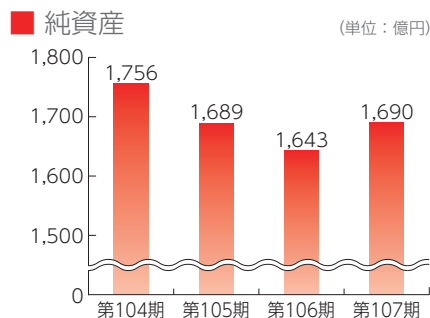
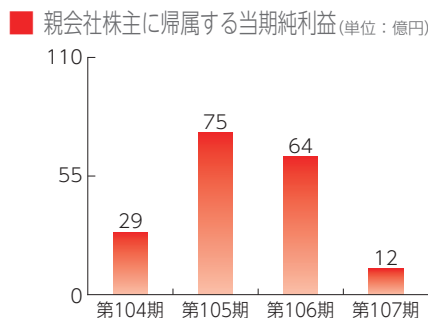
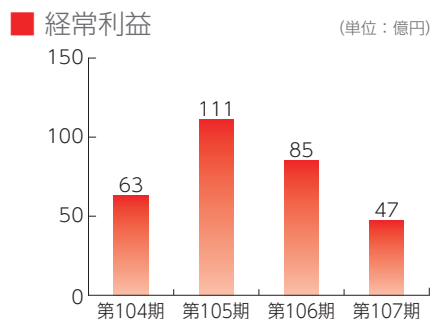
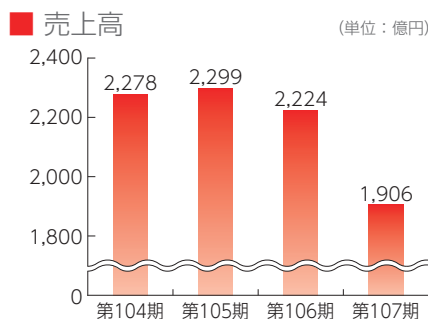
1. 収益性に基づいた事業の選択及び最適な事業規模での運営を計画の基本方針とし、事業収益改善に取り組んでまいります。
2. 稼働率の低下が懸念される松阪工場の型板窯と、堺製造所のフロート窯は2021年度中に休止し、板ガラスの生産設備を現状の4窯から2窯体制に縮小いたします。
3. 販売につきましては、今後も不採算取引を是正するとともに、生産規模に合わせた適正な販売拠点数まで縮小いたします。また、建築加工ガラスの生産体制につきましても、生産性の高い拠点に生産を集約し生産能力を適正規模にいたします。

6 財産及び損益の状況

区分		第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(億円)	2,278	2,299	2,224	1,906
経常利益	(億円)	63	111	85	47
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	29	75	64	12
1株当たり当期純利益	(円)	73.45	187.23	158.59	30.40
純資産	(億円)	1,756	1,689	1,643	1,690
1株当たり純資産額	(円)	4,255.09	4,083.74	3,978.44	4,091.41
総資産 ※1	(億円)	3,168	3,071	2,964	2,849

※1 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を105期の期首より適用しております。これに伴い、第104期の総資産については遡及適用した場合は数値を記載しております。

※2 第106期より在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更を行ったため、第105期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。なお、第104期以前に係る累積的影響額については、第105期の期首の純資産額に反映させております。



⑦ 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
セントラル硝子販売(株)	百万円 200	% 100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、施工
セントラル化成(株)	310	100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料及びその関連製品の製造、加工、販売
(株)東商セントラル	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送業、包装荷役
セントラル・サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用ガラス及びその他ガラス製品の購入、販売、輸出入
セントラルグラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル硝子プラントサービス(株)	20	100.0	木箱、パレットなどの製造・販売、板ガラスの切断、二次加工、工場施設の保全、装置の製作・修理
カーレックス ガラスアメリカ, LLC	36,453 千米ドル	100.0	フロートガラスの製造及び自動車用ガラスの製造、販売
カーレックス ガラスルクセンブルク S.A.	16,110 千ユーロ	100.0	自動車用ガラスの製造、販売
セントラル ガラスチェコス.r.o.	20,000 千チェココルナ	100.0	リチウムイオン二次電池用電解液の製造、販売
ジェイセル(株)	11,500 百万ウォン	65.0	リチウムイオン二次電池用電解液の製造、販売、及び技術サービスの提供

- (注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

⑧ 主要な事業内容

● ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス（強化ガラス、耐熱ガラス、合わせガラス、複層ガラス、防犯ガラス、防災ガラス）、鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高性能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めております。

自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付ガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス、各種安全ガラス

各国の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く最新の技術動向に対応した高品質で多様な製品を日米欧の生産拠点から提供しております。

ガラス繊維

長繊維、短繊維

長繊維（グラスファイバー）と短繊維（グラスウール）の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しております。

● 化成品事業

化学品

ハイドロフルオロオレフィン、ポリ塩化アルミニウム、石膏、フッ化水素酸

環境性能に優れた次世代発泡剤、溶剤のハイドロフルオロオレフィン製品等をはじめ、各種産業の基礎材料となる無機・有機化学製品を提供しております。

ファインケミカル

医農薬原体・中間体、フッ素系有機・無機薬品、半導体用高純度フッ化物ガス、リチウムイオン二次電池用電解液

世界の吸入麻酔薬の中心をなす麻酔原薬をはじめ、各種医薬品原薬・中間体、農薬原体・中間体、化粧品原体・中間体、モノマー、当社が世界に先駆けて開発した半導体製造装置用クリーニングガスや半導体回路パターン倒壊防止剤（パターンキーパー）、電池の出力性能を向上させる添加剤を使用したリチウムイオン二次電池用電解液を提供しております。

肥料

被覆肥料、塩加磷安、NK化成、塩安、有機化成

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稻用肥料を提供しています。

⑨ 主要な事業所（2021年3月31日現在）

(1) 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都	川崎工場	神奈川県
宇部工場	山口県	化学研究所	埼玉県
松阪工場	三重県	硝子研究所	三重県

(2) 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セントラル硝子販売(株)	東京都	セントラル硝子 プラントサービス(株)	三重県
セントラル化成(株)	東京都	カーレックス ガラス アメリカ, LLC	米国
(株)東商セントラル	東京都	カーレックス ガラス ルクセンブルク S. A.	ルクセンブルク
セントラル・サンゴバン(株)	東京都	セントラル ガラス チェコS.r.o.	チェコ
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	ジェイセル(株)	韓国

⑩ 従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業部門	従業員数
ガラス事業	4,127名
化成事業	1,926名
合計	6,053名

⑪ 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高 億円
(株) みずほ銀行	107
(株) 三井住友銀行	95
(株) 山口銀行	37
農林中央金庫	30
三井住友信託銀行(株)	27
シンジケートローン	11

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社並びに連結子会社である台湾信徳玻璃股份有限公司が行ってまいりましたガラス事業の一部である電子材料用ガラス事業につき、同事業を取り巻く環境の変化に伴う電子材料用途でのソーダライムガラスの需要の減少を踏まえ、同事業から撤退することを2021年2月に決議いたしました。

今後の予定については、顧客からの既受注品に対応した上で、順次、生産・販売を終了する予定です。

また、台湾信徳玻璃股份有限公司においては、生産・販売終了後、撤退のための具体策を確定し、各種手続きを完了させる予定です。

■ 会社の現況

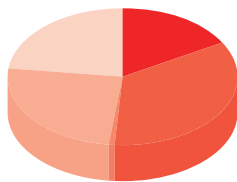
① 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 171,903,980株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,975,995株 |
| (3) 株主数 | 9,568名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)シティインデックスイレブンス	3,816千株	9.42%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,870	7.09
(株)エスグラントコーポレーション	2,300	5.68
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,059	5.09
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	2,017	4.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,224	3.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	867	2.14
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・山口銀行口)	860	2.12
日東紡績(株)	772	1.91
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	680	1.68

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,475,671株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

● 所有者別状況



	持 株 数	持 株 比 率
■ 個人・その他	7,574千株	17.62%
■ 金融機関	14,593	33.96
■ 金融商品取引業者	391	0.91
■ その他の国内法人	10,659	24.81
■ 外国法人等	9,756	22.70

② 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	清水 正	
代表取締役 専務執行役員	古 俣 武 夫	硝子品質保証室、化成品技術企画部、化成品生産技術センター、化成品品質保証室、品質保証統括部、知的財産部、化学研究所、硝子研究所、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会 担当
取締役 常務執行役員	前 田 一 彦	化成品営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成品事業企画部 担当
取締役 常務執行役員	久 米 孝 司	化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境安全推進委員会 担当
取締役 常務執行役員	宮 内 徹	経営管理室（経営管理室長）、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会 担当
取締役 常務執行役員	入 澤 稔	自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当
取 締 役	相 澤 益 男	
取 締 役	西 出 徹 雄	
取 締 役	鯉 沼 希 朱	[重要な兼職の状況] 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員
常 勤 監 査 役	西 村 泰 信	
常 勤 監 査 役	近 藤 隆 寛	
監 査 役	菊 池 謙	
監 査 役	堀 正 明	
監 査 役	河 合 弘 行	

- (注) 1. 取締役相澤益男氏、取締役西出徹雄氏及び取締役鯉沼希朱氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役菊池謙氏、監査役堀正明氏及び監査役河合弘行氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役相澤益男、取締役西出徹雄、取締役鯉沼希朱、監査役菊池謙、監査役堀正明及び監査役河合弘行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 退任取締役

取締役 高山 聡 2020年6月26日退任

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2021年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は以下の通りであります。

会社における地位	氏名	担当及び役職
常務執行役員	徳島 傳三	硝子企画部、環境安全部、硝子生産技術センター、松阪工場、環境安全推進委員会 担当
常務執行役員	巻幡 良忠	人事部（人事部長）、監査部、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当
執行役員	徳永 敦之	品質保証統括部長
執行役員	小川 徹	自動車機材部長
執行役員	湯浅 章	松阪工場長
執行役員	石井 章央	化学研究所長
執行役員	毛利 勇	宇部工場長

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役全員との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、役職、職責、役割、評価に応じて、外部専門機関による調査データに基づき、当社の事業規模・業種に類似する企業の報酬水準、当社従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

なお、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとする。

②業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役職、職責、役割、評価ごとの変動報酬の基本ベース額に業績連動報酬に係る指標の基準として連結経常利益及び一株当たり配当額に対する当該事業年度（前年度）の業績達成度合いに応じて設定する係数により、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

適宜、環境の変化に応じて同委員会の答申を踏まえた見直しを行う。

③固定報酬等、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と事業規模・業種に類似する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は同委員会の答申内容を尊重することを条件に、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬＝7：3とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

④取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬及び変動報酬である業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	230 (30)	173 (30)	57 (-)	- (-)	10名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	58 (24)	58 (24)	- (-)	- (-)	5名 (3)
合 計	288	231	57	-	15名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の表には、当期末の末日までに退任した取締役1名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結経常利益及び一株当たり配当額であり、その実績は連結経常利益が8,565百万円（2019年度）、一株当たり配当額が75円／年（2019年度）であります。当該指標を選択した理由は、継続的な利益成長と株主還元を実現していくための指標として重視しているからであります。また当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績達成度合いに応じて設定する係数を乗じて算定されております。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員 清水 正氏に対し各取締役の基本報酬及び業績連動報酬についての決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の求められる役割及び達成度について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会は指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
相澤益男	社外取締役	取締役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>
西出徹雄	社外取締役	取締役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
鯉沼希朱	社外取締役	取締役会 17回／17回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <hr/> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
菊池 謙	社外 監査役	取締役会 17回／17回 (100%) 監査役会 14回／14回 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動状況 出席した取締役会及び監査役会においては、太平洋セメント株式会社等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 ・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2020年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。 上記の他に記載すべき事項はありません。
堀 正 明	社外 監査役	取締役会 17回／17回 (100%) 監査役会 14回／14回 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動状況 出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務に携わってこられた豊富な経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 ・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
河合 弘行	社外監査役	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 14回/14回 (100%)	<p>・主な活動状況 出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>

- (注) 1. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない方としております。
- (a) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (b) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - (d) 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - (e) 当社又はその子会社の業務執行者
 - (f) 当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）
2. 当社は、上記の全社外取締役及び全社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由

- 「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員業務の業務執行を監督する。
 - ②コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ③内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。
 - ④内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役へ報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定める。文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。
 - ②取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定する。各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。
 - ②新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。
 - ②経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議する。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
- ①関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
 - ②関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。
 - ③関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。
 - ②監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。
 - ②補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制
- ①監査役は、取締役及び執行役員等が業務の執行状況を報告する取締役会に出席しその報告を聞くほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
 - ②取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。
 - ③取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

- (10) 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。
- (11) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。
 - ② 監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。
- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。
取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役3名）で構成し、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。
当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。
関係会社社長が出席する会議を年1回開催しており、当社グループの経営課題について意見交換と情報共有を行っている。
内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。
 - ② コンプライアンスを確保するための体制
当事業年度においてコンプライアンス推進委員会を1回開催し、その活動状況を取締役に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。
具体的には、当社の役員を対象としたコンプライアンス教育、社長メッセージによる内部通報制度の周知等を必要に応じて行っている。

③リスク管理に関する体制

当事業年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」等を整備している。

④取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的を開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

当事業年度において取締役会を17回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

⑤監査役の職務の執行に関する体制

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を目的とし、投資と資金調達の最適化を重視した資本構成を目標としております。利益配分にあたりましては、企業体質の強化を図るため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

株主様への利益還元につきましては、株主総還元性向に加えDOE（自己資本配当率）を指標として設定しております。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき37円50銭とさせていただきます。当事業年度の年間の配当金は、中間配当金37円50銭と合わせて1株当たり75円となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	132,113	流動負債	59,116
現金及び預金	27,975	支払手形及び買掛金	18,493
受取手形及び売掛金	47,470	短期借入金	8,419
商品及び製品	28,737	1年内償還予定の社債	10,400
仕掛品	4,156	未払費用	8,749
原材料及び貯蔵品	18,774	未払法人税等	1,406
その他	5,190	賞与引当金	1,370
貸倒引当金	△ 192	その他	10,277
固定資産	152,793	固定負債	56,706
有形固定資産	103,382	社 債	20,000
建物及び構築物	104,600	長期借入金	23,884
減価償却累計額	△ 76,694	繰延税金負債	1,006
建物及び構築物 (純額)	27,906	役員退職慰労引当金	3
機械装置及び運搬具	227,464	特別修繕引当金	3,418
減価償却累計額	△ 184,346	事業構造改善引当金	1,360
機械装置及び運搬具 (純額)	43,118	環境対策引当金	36
土 地	24,673	退職給付に係る負債	5,454
建設仮勘定	3,530	その他	1,542
その他	28,843		
減価償却累計額	△ 24,689	負 債 合 計	115,822
その他 (純額)	4,154	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,376	株主資本	151,082
その他	1,376	資本金	18,168
投資その他の資産	48,034	資本剰余金	8,109
投資有価証券	42,514	利益剰余金	131,205
長期貸付金	55	自己株式	△ 6,401
退職給付に係る資産	2,843	その他の包括利益累計額	14,491
繰延税金資産	641	その他有価証券評価差額金	16,859
その他	2,099	繰延ヘッジ損益	156
貸倒引当金	△ 120	為替換算調整勘定	△ 3,404
		退職給付に係る調整累計額	878
		非支配株主持分	3,509
		純 資 産 合 計	169,083
資 産 合 計	284,906	負 債 純 資 産 合 計	284,906

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		190,673
売上原価		152,072
売上総利益		38,600
販売費及び一般管理費		34,536
営業利益		4,064
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	816	
持分法による投資利益	505	
為替差益	17	
受取賃貸料	506	
受取保険金	1,407	
その他	1,208	4,507
営業外費用		
支払利息	433	
固定資産廃棄損	751	
たな卸資産廃棄損	600	
災害による損失	1,403	
その他	632	3,821
経常利益		4,749
特別利益		
固定資産売却益	2,265	
投資有価証券売却益	754	
特別修繕引当金戻入額	3,772	6,793
特別損失		
固定資産売却損	19	
減損損失	2,814	
固定資産廃棄損	2,533	
投資有価証券売却損	150	
投資有価証券評価損	2	
事業構造改善費用	1,161	
関係会社清算損	1	6,684
税金等調整前当期純利益		4,858
法人税、住民税及び事業税	1,873	
法人税等調整額	1,076	2,949
当期純利益		1,908
非支配株主に帰属する当期純利益		677
親会社株主に帰属する当期純利益		1,230

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,168	8,109	132,418	△ 6,398	152,297
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,035		△ 3,035
親会社株主に帰属する当期純利益			1,230		1,230
連 結 範 囲 の 変 動			592		592
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 1,212	△ 2	△ 1,215
当 期 末 残 高	18,168	8,109	131,205	△ 6,401	151,082

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	10,501	△ 407	△ 1,735	350	8,708	3,332	164,339
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 3,035
親会社株主に帰属する当期純利益							1,230
連 結 範 囲 の 変 動							592
自 己 株 式 の 取 得							△ 2
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,358	563	△ 1,668	528	5,782	176	5,959
当 期 変 動 額 合 計	6,358	563	△ 1,668	528	5,782	176	4,744
当 期 末 残 高	16,859	156	△ 3,404	878	14,491	3,509	169,083

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 前払費用 短期貸付金 未収入金 その他 貸倒引当金	流動負債 支払手形 買掛金 1年内償還予定の社債 短期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 預り金 賞与引当金 その他
94,180	46,889
16,819	1,669
1,155	7,156
28,952	10,400
16,466	17,140
1,290	0
10,949	1,984
208	5,436
13,172	825
4,778	1,318
399	740
△ 13	215
166,611	55,333
固定資産 有形固定資産 建 物 減価償却累計額 建物 (純額) 構築物 減価償却累計額 構築物 (純額) 機械及び装置 減価償却累計額 機械及び装置 (純額) 車両運搬具 減価償却累計額 車両運搬具 (純額) 工具、器具及び備品 減価償却累計額 工具、器具及び備品 (純額) 土 地 建設仮勘定 無形固定資産 ソフトウェア その他 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 長期貸付金 長期前払費用 その他 貸倒引当金	固定負債 社 債 長期借入金 繰延税金負債 退職給付引当金 特別修繕引当金 事業構造改善引当金 環境対策引当金 その他
60,203	20,000
56,383	23,884
△ 44,146	1,334
12,237	5,218
19,957	3,101
△ 15,015	1,005
4,941	36
136,858	753
△ 120,696	-
16,161	-
512	-
△ 482	-
30	-
18,343	-
△ 16,190	-
2,152	-
23,274	-
1,403	-
746	-
712	-
34	-
105,660	-
31,998	-
66,126	-
2,250	-
378	-
4,967	-
△ 60	-
260,791	102,223
資 産 合 計	負 債 合 計
260,791	102,223
資 産 合 計	純 資 産 の 部
260,791	141,550
260,791	18,168
260,791	8,075
260,791	8,075
260,791	121,674
260,791	2,430
260,791	119,244
260,791	227
260,791	1,154
260,791	62,850
260,791	55,012
260,791	△ 6,368
260,791	17,017
260,791	16,860
260,791	156
260,791	158,567
資 産 合 計	負 債 純 資 産 合 計
260,791	260,791

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		85,915
売上原価		67,436
売上総利益		18,479
販売費及び一般管理費		15,852
営業利益		2,627
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,083	
その他	2,466	4,549
営業外費用		
支払利息	385	
その他	1,326	1,711
経常利益		5,465
特別利益		
固定資産売却益	46	
投資有価証券売却益	729	
関係会社株式売却益	25	
特別修繕引当金戻入額	3,772	4,573
特別損失		
固定資産売却損	28	
減損損失	2,466	
投資有価証券売却損	149	
投資有価証券評価損	2	
事業構造改善費用	640	3,287
税引前当期純利益		6,751
法人税、住民税及び事業税	931	
法人税等調整額	655	1,587
当期純利益		5,164

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資本金		利益剰余金						利益剰余金計		
		資本金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金計				
				特別償却積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	18,168	8,075	2,430	163	1,122	62,850	52,982	119,548	△ 6,365	139,426		
当 期 変 動 額												
特別償却積立金の積立				103			△ 103	－		－		
特別償却積立金の取崩				△ 39			39	－		－		
固定資産圧縮積立金の積立					109		△ 109	－		－		
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 76		76	－		－		
剰余金の配当							△ 3,037	△ 3,037		△ 3,037		
当 期 純 利 益							5,164	5,164		5,164		
自己株式の取得									△ 2	△ 2		
自己株式の処分							△ 0	△ 0	0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	64	32	－	2,029	2,126	△ 2	2,124		
当 期 末 残 高	18,168	8,075	2,430	227	1,154	62,850	55,012	121,674	△ 6,368	141,550		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	10,510	△ 407	10,103	149,530
当 期 変 動 額				
特別償却積立金の積立				－
特別償却積立金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△ 3,037
当 期 純 利 益				5,164
自己株式の取得				△ 2
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,349	563	6,913	6,913
当 期 変 動 額 合 計	6,349	563	6,913	9,037
当 期 末 残 高	16,860	156	17,017	158,567

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

三井智宇

Ⓔ

公認会計士

渡邊考志

Ⓔ

公認会計士

西山香織

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

三井智宇

Ⓔ

公認会計士

渡邊考志

Ⓔ

公認会計士

西山香織

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

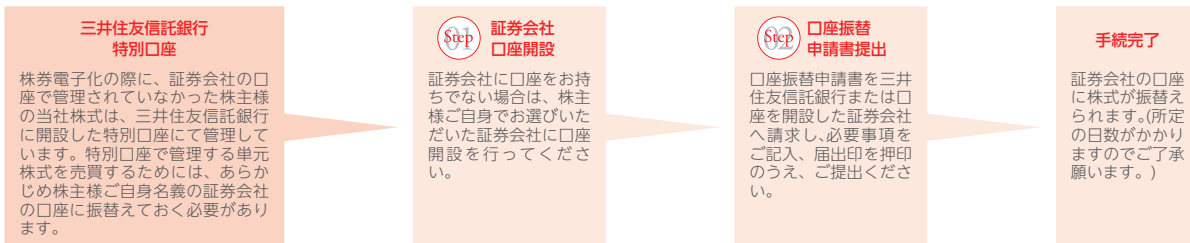
令和3年5月24日

セントラル硝子株式会社 監査役会
 常勤監査役 西村 泰 信 ㊟
 常勤監査役 近藤 隆 寛 ㊟
 社外監査役 菊池 謙 ㊟
 社外監査役 堀 正 明 ㊟
 社外監査役 河合 弘 行 ㊟

以上

株式に関するご案内

■ 特別口座をご利用の株主様へ（特別口座からの振替のご案内）



■ 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社株式の証券市場での取引は100株（1単元）単位となっており、単元未満株式（1～99株）を市場で売買することはできませんので「単元未満株式買取制度」及び「単元未満株式買増制度」をご利用ください。



買取・買増請求のお手続きの窓口はこちらです。

証券会社の口座に記録された株式	お取引の証券会社へご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	お取引の証券会社へ
特別口座に記録された株式	特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	三井住友信託銀行株式会社へ

■ 銀行口座等への振込手続きのご案内

配当金を銀行等の預金口座へ入金する手続きをしていただきますと、配当金支払開始日に株主様ご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。

この機会にご検討くださいますようお願いいたします。

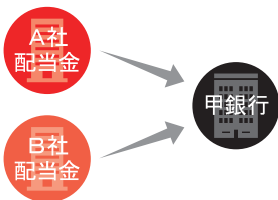
※ 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

振込手続きの方式（次の3種類からお選びください。）

◎証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社でお手続きをしてください。

① 登録配当金受領口座方式

ご所有のすべての株式等の配当金をご指定の**一つの銀行等の預金口座**で受領する方式です。

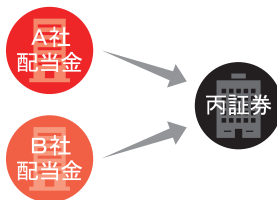


ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することはできません。

② 株式数比例配分方式

ご所有のすべての株式等の配当金を証券会社の口座を通して受領する方式です。

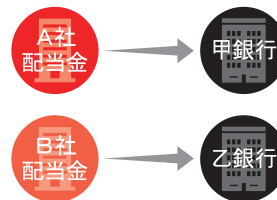


ご留意事項

- 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

③ 個別銘柄指定方式

ご所有の銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座で配当金を受領する方式です。



ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することができない銘柄もありますので、下記お問い合わせ先にご確認ください。

※ **特別口座**とは、株券電子化実施時（2009年1月）に株券を証券会社に預託していなかった株主様、又は、単元未満登録株式をご所有されていた株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した口座です。なお、特別口座をお持ちの株主様で、株式数比例配分方式による手続きをする場合には、事前に特別口座の株式を証券会社の一般口座に振替える必要があります。なお、証券会社で開設する「**特定口座**」とは異なりますので、ご注意ください。

● お問い合わせ先

証券会社の口座で株式を保有されている株主様 → 証券会社

[それ以外の株主様] 三井住友信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031（受付時間：平日9:00～17:00）
（郵便物送付先）〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

マイナンバー制度（*）とは、国民一人ひとりにマイナンバーを配布し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基礎です。

（*）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）

マイナンバーの保護措置・利用範囲・ご提供について

- マイナンバーの取扱いには、法律により厳格な保護措置が設けられています。
- マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。
- マイナンバーは、社会保障や税に関する事務に限定して、ご提供をお願いする事ができます。

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。
このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届いただく必要がございます。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- * 配当金に関する支払調書
- * 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

○住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

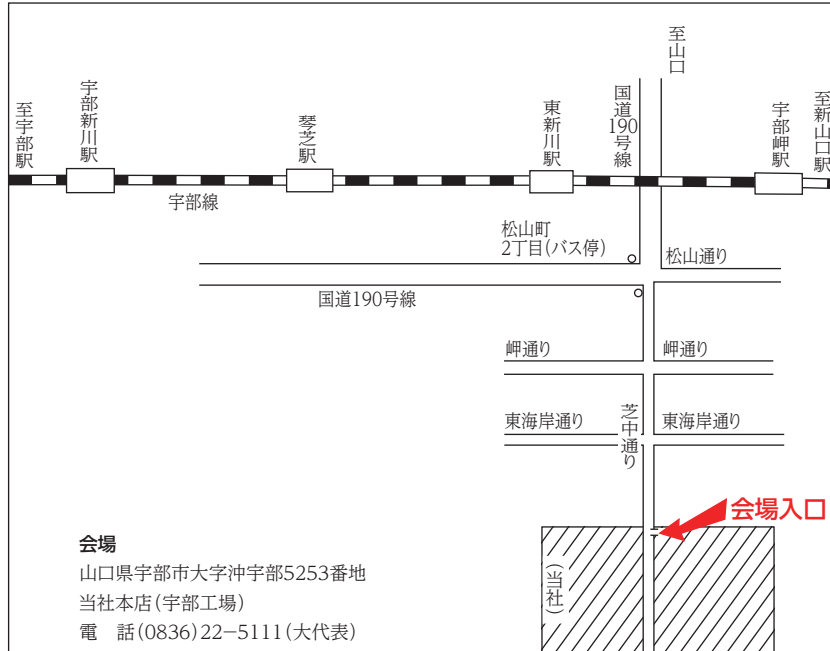
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場案内図



交通

- 新山口駅 → 宇部市営バス 特急 → 松山町2丁目
- 新山口駅 → 宇部線利用 → 宇部岬駅
→ 東新川駅
→ 宇部新川駅 → 松山町2丁目 (バス)
- 宇部駅 → 宇部線利用 → 宇部新川駅
→ 東新川駅
→ 宇部岬駅
- 山口宇部空港 → タクシー利用 → 会場
- 松山町2丁目(バス停) → 徒歩 → 会場

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。